

定額自動送金規定

令和2年4月1日改定

1. 指定口座の払出しにあたっては、当座勘定規定、普通預金規定（定期性総合口座規定を含む）または当座貸越契約書にかかわらず、小切手の振出または預金通帳および預金払戻請求書の提出はいたしません。
2. 預金口座の残高（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む）が送金日において、送金額および振込手数料ならびに取扱手数料の合計に満たないときは私に通知することなくその月の送金を取り止めても異議ありません。
3. 送金の都度、当金庫店頭備え付け「手数料のご案内」記載の振込手数料および取扱手数料を指定口座から払出し、上記1.と同様の処理をしてください。
4. この取扱いの都度、預金の払出通知および振込金（振込手数料および取扱手数料を含む）受取書の発行等は省略されても差し支えありません。
5. 通信混雑などによる回線の不通および機器障害ならびに天変、地変その他やむをえない事由により送金が遅延したり不能となることがあっても異議を申し立てません。
6. この契約は、貴金庫が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議ありません。
7. この取扱いについては、仮に紛議が生じても、貴金庫の責によるものを除き貴金庫にはご迷惑をかけません。
8. 規定の変更等
 - (1) この規定は、民法548条の2第1項に定める定型約款に該当し、本規定の各条項および手数料その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、同法548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更できるものとします。
 - (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1ヵ月以上の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上